

○飯塚市がんばる農業応援事業補助金交付要綱

平成26年10月31日
飯塚市告示第387号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内での新規就農者の人材発掘及び定着を促進することにより、本市の農業の活性化及び振興を図ることを目的に、飯塚市がんばる農業応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新規就農者研修事業(短期・長期) 本市において就農を希望する者(以下「就農希望者」という。)が、農業経営を開始するに当たり事前に農業研修を行う場合に、農家等がその研修先として就農希望者を受け入れる事業
- (2) 新規参入者農地支援事業 新規就農者研修事業を終了した者又はその者と同等の知識若しくは技能を有した者が、本市において就農するに当たり、農地等の取得(賃借を含む。)をするために必要な資金の一部を助成する事業
- (3) 新規参入者機械等導入支援事業 新規就農者研修事業を終了した者又はその者と同等の知識若しくは技能を有した者が、本市において就農するに当たり、農業用機械、施設等の購入又は借上に必要な資金の一部を助成する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 新規就農者研修事業の補助対象者 本市内に居住する農業を営む者又は飯塚市認定農業者(5年以内に認定を目指す者を含む。)とする。
- (2) 新規参入者農地支援事業又は新規参入者機械等導入支援事業の補助対象者 本市内に居住する者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - ア 申請時に50歳以下の者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
 - イ 本市内において、新規に農業に従事する者で、自ら農業経営を行う強い意志を持ち、補助金交付完了後、引き続き5年以上就農する意思があるもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は予算の定める範囲内とし、補助対象事業の区分ごとの補助金の額(率)及び補助金の限度額は別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、4月1日から翌年度3月31日までとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、飯塚市がんばる農業応援事業補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)に、別表に掲げる補助対象事業の区分の申請に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分がある場合はその部分については、この限りでない。

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更承認等)

第8条 交付決定者は、交付申請書の記載事項を変更しようとするとき(第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合で、これを補助金の申請額から減額するときを含む。)は、飯塚市がんばる農業応援事業補助金変更交付申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、飯塚市が
んぼる農業応援事業中止(廃止)申請書を市長に提出し、その承認を受けなければ
ならない。

(概算払)

第10条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、飯塚市が
んぼる農業応援事業補助金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)を市長に提出し
なければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査
し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするも
のとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、飯塚市が
んぼる農業応援事業実績報告書(以下「実績報告書」
という。)を補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付
決定のあった年度の翌年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しな
なければならない。

2 交付決定者は、前項の実績報告書を提出する際、第5条第2項ただし書に該当する
場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった
ときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 交付決定者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費
税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部
分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告する
とともに、既に補助金を受領している場合で、既に報告している消費税等相当額
と確定した消費税等相当額に差額が生じるときは、市長の返還命令を受けてその
差額分に相当する補助金額を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、補助金
の額を確定したときは、飯塚市が
んぼる農業応援事業補助金交付額確定通知書に
より交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還等)

第13条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付
した後において、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定

の全部又は一部を取り消し、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 第9条に規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき。
- (2) 虚偽の申請を行ったとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他この告示に定める事項に違反したとき。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

補助対象事業の区分	補助金の額(率)		補助金の限度額	備考	申請に必要な書類
新規就農者研修事業	短期 (5日間)	10,000 円 / 事業	1事業当たり10,000円	最大2回を限度とする。	ア 新規就農に係る短期研修の承認通知書の写し イ その他市長が必要と認める書類
	長期 (連続する6 月以上12月 以下の期間)	21,000 円 / 月	1事業当たり252,000円	1回限りとし、最長2年間とする。	ア 新規就農に係る長期研修の承認通知書の写し イ その他市長が必要と認める書類
新規参入者農地支援事業	3分の2以内		1事業当たり100,000円	営農開始年度より3年目まで申請可。最大3回を限度とする。	ア 新規就農に係る経営改善開始計画の承認通知書の写し イ 農地貸借契約書の写し ウ 飯塚市農業委員会で発行する農地基本台帳の写し エ その他市長が必要と認める書類
新規参入者機械等導入支援事業	2分の1以内		1事業当たり500,000円	営農開始年度より3年目まで申請可。500,000円を限度とする。	ア 新規就農に係る経営改善開始計画の承認通知書の写し イ 事業計画書 ウ 飯塚市農業委員会で発行する農地基本台帳の写し エ その他市長が必要と認める書類